

1 1、共通目標

(目標到達年度)

	19	20	21	22
《団体・県両方で実施》				
○各団体の設立目的や政策目的を見据え、平成22年度末までに達成する数値目標を掲げて取り組む				→
○計画の取組についての結果及びそこに至るまでの経過の公表				→
《団体で実施》				
○各団体は19年度中に中期計画を策定又は見直し、平成22年度末までに達成する数値目標を掲げ目的達成及び自立化のための改善に取り組む		→		→
○役員等の選任に社員総会等の決議を要件としな いいわゆる「充て職」による役員就任の禁止				→
○情報開示制度の整備		→		
○経営方針及び財務諸表等の団体のホームページ などによるインターネットによる公開				→
○公益法人については、公益法人制度改革につい て的確に対応することが出来るよう、計画を立て て対応する				→
《県で実施》				
○各団体の中期計画策定又は見直しを支援・指導		→		→
○各団体が計画に沿った取組をおこなっているか の指導・監視 (第三者機関による評価・検証の実施)				→
○県事業受託機会の公平性の確保策の検討				→

12、各団体別目標

No 1

団体名	(財)長崎県産業振興財団			
所管部局	企業振興・立地推進本部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
○専門的スキルを持つプロパー職員の育成・確保				→
《県で実施》				
○県からの派遣職員は必要最小限にとどめ、プロパー職員の育成・確保等により専門性の向上を図り、自立した組織作りを進める				→

No 2

団体名	(財)長崎県消防協会			
所管部局	防災危機管理監			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
○寄付金等自己収入増加対策の検討				→
○資金の効率的運用のため、資金運用規程の作成	→		→	
○団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定	→		→	
《県で実施》				
○事務局への県関与の縮小の検討		~~~~~	~~~~~	~~~~~

No 3

団体名	(財) ながさき地域政策研究所			
所管部局	政策企画部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し、平成22年度までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任の取りやめの検討				→
○県職員の監事就任の取りやめ				(次期役員改選時)
○派遣職員の計画的削減の検討				→

No 4

団体名	(財) 長崎県私立学校退職金財団			
所管部局	総務部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し、平成22年度までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任の取りやめ				(次期役員改選時)

No 5

団体名	対馬空港ターミナルビル（株）			
所管部局	地域振興部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○新会社法への対応の検討（機関設計の見直しの検討及び会計参与の設置の検討）		→		
○中期計画を作成し、平成22年度までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→
《県で実施》				
○出資比率の見直しの検討				→

No 6

団体名	長崎空港ビルディング（株）			
所管部局	地域振興部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○新会社法への対応の検討（機関設計の見直しの検討及び会計参与の設置の検討）		→		
○中期計画を見直し、平成22年度までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			→

No 7

団体名	(財)長崎県地域振興航空基金			
所管部局	地域振興部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○平成22年度までに達成すべき具体的数値目標等を盛り込んだ中期計画を作成するとともに、併せて今後の団体のあり方を検討	→	→	→	→
○資金の効率的運用のため、資金計画の作成	→			
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任は、県の同一部局から複数就任のとりやめ		(次期役員改選時)		
○県職員の監事就任のとりやめ			(次期役員改選時)	

No 8

団体名	長崎国際航空貨物ターミナル（株）			
所管部局	地域振興部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○新会社法への対応の検討（機関設計の見直しの検討及び会計参与の設置の検討）	→	→		
○中期計画を見直し、平成22年度までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
《県で実施》				
○国際航空貨物の取扱量の現況を踏まえ、県の施策と合わせ団体のあり方を協議	→	→	→	→
○県職員の監査役就任の取りやめ			(次期役員改選時)	

No 9

団体名	(財)長崎県国際交流協会			
所管部局	地域振興部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
<p>《団体で実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと ○公益財団法人認定へ向けた取組 ○寄付金や会費増収への取組 ○団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定 				
<p>《県で実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画的運営費補助金の削減（数値目標の設定） ○旅券作成業務の競争入札の導入 ○県職員の団体役員（理事）就任は、県の同一部局から複数就任のとりやめ ○県職員の監事就任の取りやめ 				<p>(次期役員改選時)</p> <p>(次期役員改選時)</p>

No 10

団体名	(財)長崎平和推進協会			
所管部局	地域振興部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
○寄付金や会費増収への取組				→
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任の取りやめの検討				→

No 11

団体名	(財)長崎ミュージアム振興財団			
所管部局	文化・スポーツ振興部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
○指定管理者として、再指定を受けるための取組（現在の指定は20年度まで）	→	→		
《県で実施》				
○指定管理者としての法人の独立性を確保するため、県職員の団体役員（理事長）就任の取りやめ	※実施済み			
○県職員の団体役員（理事）就任の取りやめの検討				→

No 12

団体名	(財) 県民ボランティア振興基金			
所管部局	県民生活部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》 ○中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと ○公益財団法人認定へ向けた対応 ○寄付金や収益事業等自主財源確保の取組 ○資金の効率的運用のため、資金運用計画の作成 ○団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定 ○民間への事務局移管の検討 ○事業展開における他団体との連携の検討	→	→	→	→
《県で実施》 ○県職員の監事就任の取りやめ	※実施済み			

No 13

団体名	(財)長崎県食鳥肉衛生協会			
所管部局	県民生活部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→	→	→
○県に協力して、引き続き手数料値上げのための取組				→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
○県獣医師会と連携体制の協議				→
《県で実施》				
○手数料値上げのための取組（その結果として補助金の削減）				→
○県職員の団体役員（理事）就任は、県の同一部局から複数就任の取りやめ				(次期役員改選時)
○県職員の監事就任の取りやめ				(次期役員改選時)

No 14

団体名	(財)長崎県浄化槽協会			
所管部局	環境部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事長、理事）就任の取りやめ		(次期役員改選時)		

No 15

団体名	(財)長崎県すこやか長寿財団			
所管部局	福祉保健部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
○寄付金や収益事業等への取組				→
○団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定		→		
○事業展開におけるNPO法人等の活用の検討				→
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任の取りやめ		※実施済み		

No 16

団体名	(社福)長崎県障害者福祉事業団			
所管部局	福祉保健部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○県職員引き揚げに備えた人材育成（又は人材確保対策）	→			
《県で実施》				
○建て替え終了後（平成21年度末予定）、派遣職員の廃止	→			
○建て替え終了後県出資関係の計画的整理				→
○県職員の監事就任の取りやめ	※実施済み			

No 17

団体名	(財)長崎県産炭地域振興財団			
所管部局	産業労働部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			
○公益財団法人認定へ向けた対応	→			
○効率的な資金運用	→			
○団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定	※実施済み			
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任は、県の同一部局から複数就任の取りやめ	(次期役員改選時)			
○県職員の監事就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

No 18

団体名	長崎県信用保証協会			
所管部局	産業労働部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと			→	→
《県で実施》				
○中小企業者への適正な信用保証機能を構築・維持するため、国が進めている信用補完制度の改革を含む団体業務の合理化の推進				→

No 19

団体名	(財)長崎県中小商業振興基金			
所管部局	産業労働部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○国の事業の動向を見た上で、存続であれば公益財団法人認定へ向けた対応				→
△事業取りやめであれば解散し出資金の県への返還				
○団体が継続である場合は、中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
《県で実施》				
○県職員の監事就任の取りやめ				(次期役員改選時)

No 20

団体名	(職訓) 長崎能力開発センター			
所管部局	産業労働部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事、監事）就任の取りやめ		(次期役員改選時)		

No 21

団体名	(財) 長崎県勤労者福祉事業団			
所管部局	産業労働部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体及び県で実施》				
○解散に向け、その時期及び残余財産の処分等の協議		→		
○上記協議に基づく取り組み				→

No 22

団体名	(職訓) 西九州情報処理開発財団			
所管部局	産業労働部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
○資金の効率的運用のため、資金運用規定の見直し				→
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

No 23

団体名	(財) 長崎県沿岸漁業振興基金			
所管部局	水産部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
○資金の効率的運用のため、資金運用計画の作成	→	→		
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任の取りやめの検討				→

No 24

団体名	(社)長崎県漁民年金貯金共済会			
所管部局	水産部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○平成21年度に計画通り健全化を達成			→	
○資金の効率的運用のため、資金運用計画の作成				
《県で実施》				
○平成21年度をもって出資関係の整理				→

No 25

団体名	長崎県漁業信用基金協会			
所管部局	水産部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→

No 26

団体名	(財) 長崎県漁協合併推進基金			
所管部局	水産部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体及び県で実施》				
○長崎県水産業振興基本計画における平成22年度における漁協目標数20漁協に向けた取組（達成後は団体解散）	→	→	→	→
《団体で実施》				
○目標が達成できない場合における、県が関与を廃止した後の対策の協議				→
《県で実施》				
○貸し付け事業も終了しており、目標達成如何に関わらず県の一定の役割は終了したとして平成23年度以降は県の関与廃止				

No 27

団体名	(株) 長崎県漁業公社			
所管部局	水産部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○新会社法への対応の検討（機関設計の見直しの検討及び会計参与の設置の検討）	→	→		
○中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
《県で実施》				
○出資比率の見直しの検討				→
○県職員の代表取締役への就任の取りやめ				→

No 28

団体名	(財)有明海水産振興基金			
所管部局	水産部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
○寄付金や収益事業等への取組				→
○資金の効率的運用のため、資金運用規程や運用計画の作成	→	→		
○団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定	→	→		
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任の取りやめの検討				→

No 29

団体名	(財) 対馬栽培漁業振興公社			
所管部局	水産部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
○寄付金や収益事業等への取組				→
○資金の効率的運用のため、資金運用規程や運用計画の作成	→	→		
○団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定	→	→		
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任の取りやめの検討				→

No 30

団体名	(社)長崎県漁港漁場協会			
所管部局	水産部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
○公益社団法人認定へ向けた対応				→
○資金の効率的運用のため、資金運用規程や運用計画の作成		→		
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任の取りやめの検討				→

No 31

団体名	(社)長崎県農協会館			
所管部局	農林部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○公益法人制度改革を踏まえた早期の方針決定及びそのための取組				→
《県で実施》				
○県出資関係の計画的整理				→

No 32

団体名	長崎県農業信用基金協会			
所管部局	農林部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			
《県で実施》				
○県職員の監事就任の取りやめ	※実施済み			

No 33

団体名	(財)長崎県農業振興公社			
所管部局	農林部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体及び県で実施》				
○諫早干拓農地賃貸事業開始後の大規模改修義務、瑕疵担保責任、災害対策等について、公社の負担範囲を明確にする	→			
《団体で実施》				
○長期計画の作成	→			
○中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			
○公益財団法人認定へ向けた対応と事務局の運営方法についての整理	→			
《県で実施》				
○諫早干拓農地賃貸事業の立ち上げに際しては、県からの人的支援も必要と思われるが、事業定着までと支援期間を明確に定めて行わなければならないため、支援期間の設定を行う	→			
○県職員の監事就任の取りやめ	※実施済み			

No 34

団体名	(財)長崎県農林水産業担い手育成基金			
所管部局	農林部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》 ○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと ○公益財団法人認定へ向けた対応 ○事業効果を検証し、再編重点化 ○資金の効率的運用のため、資金運用計画の作成				
《県で実施》 ○理事長へ三役就任の取りやめ ○県職員の監事就任の取りやめ	※実施済み			

No 35

団体名	(社)長崎県園芸農業経営安定基金協会			
所管部局	農林部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			
○公益社団法人認定へ向けた対応	→			
○資金の効率的運用のため、資金運用規程や運用計画の作成	→			
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任の取りやめ	※実施済み			

No 36

団体名	(社)長崎県種馬铃薯価格安定基金協会			
所管部局	農林部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○現在の事業の実施状況等を踏まえ、今後の団体のあり方を協議	→			
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任の取りやめ	(次期役員改選時)			

No 37

団体名	(社)長崎県園芸種苗供給センター			
所管部局	農林部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○公益社団法人認定へ向けた対応				→
○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
○収益事業の取組強化による自主財源確保				→
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事、監事）就任の取りやめ		(次期役員改選時)		

No 38

団体名	(財) 諫早湾地域振興基金			
所管部局	農林部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→			
○公益財団法人認定へ向けた対応	→			
○事業評価制度完成・実施	→			
○資金の効率的運用のため、資金運用計画の作成	→			
○団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定	→			
《県で実施》				
○県職員の監事就任の取りやめ	※実施済み			

No 39

団体名	(社) 長崎県林業コンサルタント			
所管部局	農林部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○公益法人制度改革を踏まえた早期の方針決定及びそのための取組	→			
《県で実施》				
○移行後出資関係の整理				→

No 40

団体名	(社) 対馬林業公社			
所管部局	農林部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○第6次経営計画に沿った中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→	→	→
○公益社団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
○国に対する支援策要望の継続				→
○県職員の監事就任の取りやめ				※実施済み

No 41

団体名	(社) 長崎県林業公社			
所管部局	農林部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○第6次経営計画に沿った中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→	→	→
○公益社団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
○国に対する支援策要望の継続				→
○県職員の監事就任の取りやめ				※実施済み

No 42

団体名	(社)長崎県林業協会			
所管部局	農林部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○公益社団法人認定へ向けた対応				→
《県で実施》				
○県出資関係の計画的整理				→

No 43

団体名	(財)長崎県建設技術研究センター			
所管部局	土木部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体及び県で実施》				
○県有設備の更新時期を迎えており、県と団体の負担割合を明確にする	→			
《団体で実施》				
○中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
○県派遣職員が行っている業務を行える団体プロパー職員の育成や採用				→
○資金の効率的運用のため、資金運用規程の作成	→	→		
《県で実施》				
○県職員の団体役員（理事）就任の取りやめの検討				→
○県職員監事就任の取りやめ				(次期役員改選時)
○派遣職員の計画的削減の検討				→
○公共事業の委託業務に係る民間参入の拡大の検討				→

No 44

団体名	長崎県道路公社			
所管部局	土木部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→	→	→
○災害時に対応できるプロパーの専門職の育成				→
○資金調達方法の多様化の研究				
○道路情報・交通情報・観光情報・物産情報などを結びシステム化することの研究				
《県で実施》				
○県職員の監事就任の取りやめ				(次期役員改選時)

No 45

団体名	(財)石木ダム地域振興対策基金			
所管部局	土木部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を作成し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
○団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定		→		
《県で実施》				
○県職員の監事就任の取りやめ				(次期役員改選時)

No 46

団体名	(財)長崎県住宅・建築総合センター			
所管部局	土木部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○公益法人制度改革を踏まえた早期の方針決定及びそのための取組				→
《県で実施》				
○移行後県関与の整理				→

No 47

団体名	長崎県住宅供給公社			
所管部局	土木部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○特定調停成立で確定した弁済計画の確実な実施				→
○県職員の計画的削減に対応した、団体プロパー職員の育成（数値目標の設定）				→
《県で実施》				
○派遣職員の計画的削減				→

No 48

団体名	長崎県土地開発公社			
所管部局	土木部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》 ○「土地開発公社経営改善実施計画」に沿って、残されている課題解決に向けた取り組み なお、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと ○県職員引き揚げに向け、団体プロパー職員の育成及び人員体制の整理 ○土地評価において、現実に売却可能な価格に見直す ○未売却用地の処分促進のため、行政や関連団体と連携した企業誘致策の強化				→ → → → → →
《県で実施》 ○「土地開発公社経営改善実施計画」に対する進捗状況の指導・監督 ○売却土地の用途緩和の検討 ○派遣職員の計画的削減 ○県職員の監事就任の取りやめ				→ → → (次期役員改選時)

No 49

団体名	(財)長崎県育英会			
所管部局	教育庁			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》 ○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと ○公益財団法人認定へ向けた対応 ○大学の部の見直し（貸与対象及び貸与月額の見直しなど） ○県職員引き揚げに向け、団体プロパー職員の育成	→	→	→	→
《県で実施》 ○県職員の団体役員（理事）就任は、県の同一部局から複数就任の取りやめ ○派遣職員の計画的削減	※実施済み			→

No 50

団体名	(財)長崎県体育協会			
所管部局	教育庁			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと	→	→	→	→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
○事業展開において、協会はNPO法人等関係団体と県などの調整役となるための体制作り	→	→		
○プロパーの専門職の育成や採用				→
○イベントの有料化や寄付金徴収、収益事業等への取り組み				→
《県で実施》				
○県有施設指定管理者への応募のあり方の検討（現在の指定は22年度まで）				→
○県職員の団体役員（理事）就任は、県の同一部局から複数就任の取りやめ				(次期役員改選時)

No 51

団体名	(財)長崎県暴力団追放県民会議			
所管部局	警察本部			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○中期計画を見直し（又は作成し）、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
○公益財団法人認定へ向けた対応				→
○寄付金や会費収入増への取組				→
○団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定		→		

No 52

団体名	(株)長崎県営バス観光			
所管部局	交通局			
【平成22年度までの取り組みで達成すべき目標】	19	20	21	22
《団体で実施》				
○会社法への対応の検討（機関設計の見直しの検討及び会計参与の設置の検討）		→		
○中期計画を見直し、平成22年度末までに達成すべき具体的数値目標等を明確に示して取り組むこと		→		→
《県で実施》				
○長崎県交通局中期経営計画（H15～19）の達成状況等を踏まえて団体のあり方を検討				→
○県職員の監査役就任の取りやめ				(次期役員改選時)